

助言よりも踏み込んだ形で、「施設改良やサービス内容・人員配置の見直し等の管理面」や「イベントの企画や年間行事計画等の運営面」、「各種メディア・SNSによる情報発信等を含む集客に繋がる広報面」において、業務提携や委託を行う。

2. 県内の大学・短期大学との連携

1) 連携目的

- ・学生及び研究者による自由かつ未来志向の発想を生かす。
- ・学生による施設の魅力発見や写真・動画のSNS発信を狙う。
- ・連携を通じて、学生に大分県への理解及び愛着を深めてもらう。

2) 連携内容

例えば、大分県立芸術文化短期大学との連携は、以下が想定される。

①事業委託

同大学で、上記目的と合致しやすい国際総合学科（観光マネジメントコース、現代キャリアコース）、又は情報コミュニケーション学科（地域ビジネスコース）にマーケティング題材として、施設概要や課題を提示し、教職員及び学生に「施設利活用策」を研究してもらう。

また、情報コミュニケーション学科（情報メディアコース）、又は美術科（デザイン専攻）に「施設PRツールの製作」を依頼し、教職員及び学生から「施設パンフレットや施設紹介動画」を提供してもらう。

②サービスラーニング（※）

同大学独自の「大学で学んだことを地域に生かし、活動することで学びの意義を知る」ことを目的としたカリキュラム「サービスラーニング」の一環として、施設の利活用策検討に取り組んでもらう。

[過去の実施例]

- ・大分トリニータ若者集客大作戦
- ・中央商店街活性化プロジェクト
- ・たけた食育ツーリズム研修 等

※：サービスラーニングとは、「ボランティア活動等の社会奉仕活動を通じて、その経験を授業内容に反映させ学習効果を高めるとともに、責任ある社会人となることを目指す学習方法」を指す。

その他連携については、監査において全ての施設の連携事例を聴取しており、各施設の【資料編】施設概要の6. 施設利活用に係る状況（2）他組織との企画・情報発信における連携」を参考してもらいたい。

以上が諸課題とその対応策についての検討である。今後の当該施設のあり方

や管理運営を行っていくうえで、参考として貰いたい。

一方、農業文化公園の目標指標（年間来場者数 33 万人）は、現状からすれば、その難易度は高いと言わざるを得ない。この点は、施設所管課も十分認識しており、指定管理者と連携し、以下のような目標達成に向けた取組を進めている。

1．若手技術者会議プロジェクトチームによる利活用の検討

目的：利活用のアイデア出し

構成：農林水産部の若手職員 15 人（7～8 人×2 班）

期間：3 か月（平成 31 年 1～3 月）

[スケジュール]

平成 31 年 1 月	地域農業振興課から課題提起
2 月	現地視察、チーム内検討
3 月	農林水産部長あてプレゼンテーション（2 班）

[得られた効果]

- ・施設所管課における論点が整理された。
- ・若手職員によって分析データ等が作成された。
- ・提案されたアイデアを活用した（検討→試行→本格実施）。

2．府外ワーキンググループによる中長期計画・仕様書等の検討

目的：次回公募に向けての中長期計画（次期 5 年間）・仕様書の検討

構成：有識者 7 名（イベント主催者等の関係者等）

期間：5 か月（令和 2 年 1～5 月）

[スケジュール]

令和 2 年 1 月	準備（委員選定、議題等の検討）
3 月	府外ワーキンググループ会議（第 1 回）
〃	府外ワーキンググループによる現地視察 →府外ワーキンググループの意見を踏まえ、 中長期計画・仕様書案を作成
4～5 月	府外ワーキンググループ会議（第 2 回）
5 月	中長期計画・仕様書の確定

[期待される効果]

- ・前回公募時の中期計画・仕様書よりも実行性の優れた内容となる。
- ・関係者との関係性が向上し、施設運営にもプラスになる。

上記取組から提案されたアイデアがイベント企画（コキアレッドフェスタ等）

となり、実際の集客に結び付いている点は評価できる。他施設においても、後述する施設の将来ビジョンの作成において、同様な取組が導入できないかを検討する等、横展開を図って貰いたい。

指摘 C－5 交流研修館における研修内容について	
勧奨事項	交流研修館の研修は、従来の研修に加えて、時代の変化に伴い社会的関心が高くなっている内容も折り込み、より利用者側のニーズに応えていくことを検討すべきである。

《補足》

交流研修館で実施している研修は、「一般市民を対象とした料理教室、園芸教室等」が主な内容である。交流研修館は「都市と農村の交流」を目的に、その目的に沿った研修を提供している訳であるが、近年農業のやり方やそれに関する技術も飛躍的に発展していることから、それらのニーズに応えるべく、就農者向けの研修も実施すべきではないだろうか。

例えは、情報通信技術を活用したスマート農業やドローンの活用等は、慢性的な人手不足と高齢化という農業の長年の課題を克服できるかも知れない技術として注目度も高い。それら社会的関心が高い事項について、交流研修館でも提供できないかを検討する余地がある。

時代の流れとともに農業のあり方自体も変わるのであるから、その変化に即して研修内容も変えていくことが必要である。

指摘 C－6 目標指標の妥当性について	
改善事項	目標数値の見直しが長期間行われていないため、現状に照らし合わせて妥当かどうかの検討を行うべきである。

《補足》

県と指定管理者との間における基本協定書第 12 条において、指定管理者は、管理業務を行うにあたっては、目標指標が達成できるよう努めなければならぬとされ、入園者数 33 万人の目標指標が定められている。

これは平成 21 年度の入園者数 32 万人を上回るものとして平成 23 年度に設定され、そこから 2 期（平成 23 年度から令和 3 年度まで）連続で、同じ目標値となつておらず、指定管理者制度を導入した平成 18 年度以降、1 回も目標指標を達成していない（下表参照）。

また、平成 28 年度から令和 3 年度までの期間における指定管理者の公募に際して、目標指標の見直しが検討されたものの、結果的に見直しはされなかつた。いずれにしろ、目標指標の大幅な未達状況が続いている現状を勘案するのであれば、指定管理者の評価として、年間来場者数 33 万人という目標指標が相応しいものなのか、今一度検討するべきである。

農業文化公園の目標指標及び実績

目標指標	年度	目標数値 (人)	実績 (人)	達成率 (%)
年間来場者数	平成 27 年度	330,000	295,198	89.5
	平成 28 年度		235,244	71.3
	平成 29 年度		261,490	79.2
	平成 30 年度		239,154	72.5

指摘 C-7 メインターゲット（子育て世代）のニーズ対応について	
改善事項	農業文化公園の敷地は広大であるため、広い園内を楽に移動できる手段として貸自転車が配備されている。1 人乗り自転車は 2 時間 350 円、3 人乗り電動アシスト自転車は 600 円で貸し出されている。 1 人乗り自転車は身長 145cm 以上の利用者を対象とし、3 人乗り電動アシスト自転車は、大人とフロント部分に 1 歳以上 3 歳以下、リア部分に 3 歳以上 5 歳以下の幼児を対象としている。 小学校 5 年生の平均身長が 145cm であることから、6 歳超で身長 145cm 未満の子どもは、貸自転車を利用することができない。現状、身長 145cm 未満の子どもは、自家用自転車を園内に持ち込むことによって、家族で自転車での散策ができるが、幅広い利用者が貸自転車を利用できるよう改め、利用者満足度を上げることが望ましい。そのため、ヘルメット着用の義務付けやひじ用・ひざ用サポーター着用の推奨等の安全面に配慮を行ったうえで、子ども用の貸自転車を配備すべきである。

《補足》

農業文化公園のホームページには、身長 145 cm未満の子どもが乗ることができる貸自転車があるかないかの記述はなく、自宅にある自家用自転車の持ち込みができるとの記載があるのみである。これは、小学校低学年の児童は、自転車の運転に充分に慣れておらず、貸自転車では転倒して怪我をするリスクがある点を考慮して、貸自転車を導入していないということである。

しかし、農業文化公園がメインターゲットとしている利用者は「子どもを持つファミリー」(子育て世代)としていることから、貸自転車がないことで利用者に不便を感じさせるよりも、安全対策に十分に配慮したうえで、家族揃って楽しめるよう、子ども用貸自転車を揃えることが望ましい。

指摘 C-8 売上金の入金方法について	
改善事項	売上金を銀行に入金する際は、盗難や紛失等のリスクを勘案して、複数名の職員で行う等のルールを設けるべきである。

《補足》

農業文化公園では、売上金を毎日銀行へ入金するのではなく、ある程度売上金が溜まった時点で（およそ 300 万円が目途ということであった）銀行へ入金している。銀行へは、担当の職員が 1 人で現金を持参し入金を行っている。

しかし、数百万円の売上金を 1 人の職員が銀行へ持参し入金することは紛失、盗難等のリスクが高いと考える。銀行に集金してもらうことが望ましいが、難しい場合は、「銀行への入金は、必ず複数名の職員で行う」等のルールを決めて、1 人の職員に過大な負担が掛からないようにすべきである。

指摘 C-9 売上金の確認方法について	
改善事項	売上金の確認は、POS レジスターの精算レシートと現金の残高が一致していることを確認すべきである。

《補足》

公園事務所では、農業文化公園内の各施設の担当者が売上金を入出金機に入金に来た際、実際の売上金額と入出金機から発行されるレシートの金額を確認し、売上金が間違いなく入金されたことの確認は行っていたが、売上金自体に漏れがないかの確認は行われていなかった。今後は、売上金が入出金機に全て入金されていないリスクも念頭に置き、POSレジスターの精算レシートと売上金が一致しているかについても、公園事務所側の担当者によるチェックを行うべきである。

施設6	大洲総合運動公園	指定管理
------------	-----------------	-------------

所管部課室	土木建築部 公園・生活排水課
施設所在地	大分市青葉町1番地
施設概要	資料編P36~43
施設略称	大洲公園
指摘略号	D

【監査結果】

指摘 D-1	施設老朽化対策と今後の利活用について
勧奨事項	設置から約40年が経過し、設備の老朽化等が進んでおり、今後は建物修繕コストや不具合等による利用制限や事故発生のリスクが増加する可能性がある。については、老朽化対策や今後の利活用も盛り込んだ施設のあり方を示すことが望ましい。

《補足》

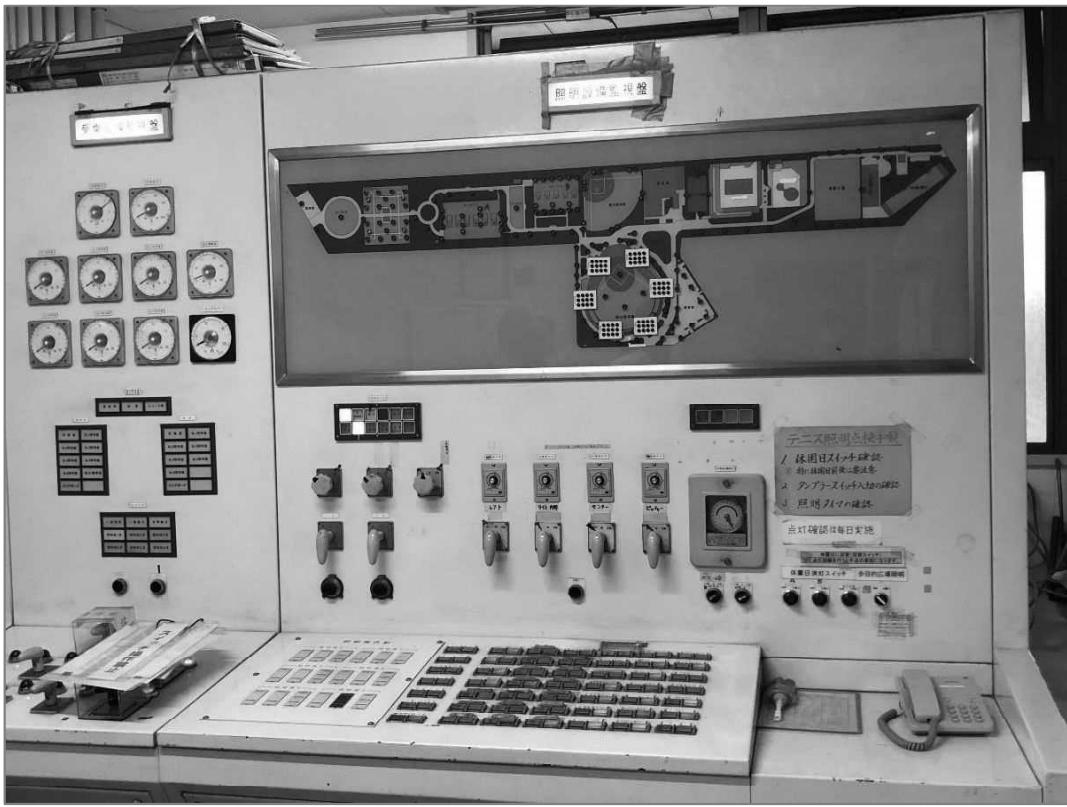
大洲公園は設置から約40年が経過し、建物修繕コストは増加傾向にあり、過去3年間（平成28~30年度）の平均コストは年間46,387千円（うち、県負担44,580千円、指定管理者負担1,806千円）となっている。

現地視察時に、指定管理施設の職員から老朽化した箇所等の説明を受け、これまで指定管理者による巡回や日常点検によって、早期に異常箇所が発見され、迅速な修理や使用禁止等の安全措置によって、利用者に影響を与えるような事故等は未然に防止されていることを確認した。しかし、今後は老朽化が進行することによって、県や指定管理者等の努力とは関係なく、不具合箇所が増加し、事故リスク及び建物修繕コスト等の増加が見込まれる。

なお、予測利用者数（将来人口推計から試算）は、令和12（2030）年度に約16.8万人〔平成30（2018）年度比：▲2.5%〕、令和27（2045）年度に約15.4万人〔同▲10.7%〕と減少傾向にある。

したがって、老朽化及び予測利用者数、今後の利活用を考慮して、施設のあり方を示すことが望ましい。

照明設備監視盤（昭和 55 年設置）



天井板を撤去し、今後修繕が行われる箇所（本壠側観客席最後部）



指摘 D-2	指定管理者の人的課題について
勧 奨 事 項	「指定管理者側に十分に業務に精通した人員が整っているか」「職員の高齢化の進行によって、将来的に業務の継続が困難になるようなリスクがないか」等の人的課題についても、施設所管課においてモニタリングすべきである。

《補足》

指定管理者は、健全な施設運営のために、恒常的な人材確保と育成、組織の活性化が不可欠であるが、下記のような要因により、組織の硬直化が始まっている施設もあると推察された。

指定管理者の人的課題の主な要因

- ・指定管理期間の制約により、長期的な視点に立った雇用や育成が難しい。
- ・一部の指定管理者では、継続して指定管理者に指定されることで企業イメージの向上を第一義として、人的投資に積極的でない場合があり、指定を受けた当初からの人材が、そのまま継続して業務を行っていることが多い。
- ・業務に精通した職員はいるものの、高齢化が進んでいる。若い人材が不足しており、次世代への業務引き継ぎが十分出来ないことが多い。

指定管理者制度の最大の目的は民間活力の利用であるが、そのためには、県が指定管理者に「活力を発揮できるだけの十分な体制が整っているか」「その意欲があるか」等をモニタリングしていく必要がある。

施設 7	大分スポーツ公園	指定管理
-------------	-----------------	-------------

所管部課室	土木建築部 公園・生活排水課
施設所在地	大分市横尾 1351 番地ほか
施設概要	資料編 P 44~51
施設略称	スポーツ公園
指摘略号	E

【監査結果】

指摘 E - 1 公園利用者数の増加方法の検討について	
改善事項	スポーツ公園の利用者数を大きく増やす目標とするならば、優先順位として最大の収容施設である総合競技場（昭和電工ドーム大分）の利用者数を増やすことが最も効率的な方法である。しかし、昭和電工ドーム大分には、Jリーグのサッカー試合を開催するために、事実上の利用制限がかかっており、指定管理者によりイベントを主催できる機会が限られている。したがって、昭和電工ドーム大分の利用者数（入場者数）の増加においては、指定管理者と県がともに増加方法を検討していくことが効果的であると考える。

指摘 E - 2 指定管理者に対する目標指標のあり方について	
勧奨事項	大分県の目標値としては、投下資本の回収、県民全体利用の観点からもJリーグの観客数を含めた全体の利用人数を把握する必要性がある。ただし、大分トリニータの主催ゲームに係る入場者数については、現在の指定管理者の立場からは、改善の手段がかなり制約されている。指定管理者が仮に大分フットボールクラブであれば、入場者数の増加への取り組みは発揮されやすいが、それ以外の業者が指定管理者である場合には、大分トリニータの試合を除いた利用者数を算出し、その数値をもって評価した方が、指定管理者としての成果を的確に判断できると思われる。

《補足》

スポーツ公園・高尾山自然公園の利用者数の目標値の設定方法は、以下の通りである。

年度	目標値	目標値の設定方法、考え方
平成 26 年度 ～30 年度	1,220,000 人	平成 21 年度から 24 年度の過去 4 年間の全体の利用者数の平均に、大規模イベント平均 1 件を加えて算出。 (平成 20 年度は国体開催のため、除外)
令和元年度	1,308,000 人	令和 2 年度～5 年度の数値に加えラグビーワールドカップ集客数による影響を加味し算出
令和 2 年度 ～5 年度	1,200,000 人	平成 26 年度から 29 年度の過去 4 年間の全体の利用者数の平均に、大規模イベント平均 1 件を加えて算出。 (平成 25 年度は、高校総体開催と大分トリニータが J 1 で集客数が多かったため、特殊要因として除外)

一方、平成 27 年度から 30 年度までの実際の利用者数、J リーグでの利用者数、J リーグ利用を除く利用者数は、以下のとおりである。

	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
利用者数 (人)	1,153,427	1,144,627	1,088,487	1,199,995
前年度比	—	99.2%	95.1%	110.2%
J リーグでの利用者数 (人)	192,591	139,066	183,262	218,538
J リーグ除く利用者数 (人)	960,836	1,005,561	905,225	981,457
前年度比	—	104.7%	90.0%	108.4%

例えば、利用者数の推移をみると、平成 28 年度について、スポーツ公園の利用者数は減少している一方、大分トリニータを除く利用者数では増加している。大分トリニータの近年の平均入場者数は、以下のとおりである。

	カテゴリー	平均入場者数 (人)
平成 28 年	J 3	7,771
平成 29 年	J 2	8,063
平成 30 年	J 2	8,907
令和元年	J 1	15,347

このように、Jリーグのカテゴリーチェンジや試合数の増減等に伴う1試合あたりの入場者数の増減といった外的要因が目標数値に大きく影響を及ぼすことになり得る。施設管理者の努力といった観点で目標を掲げるとするならば、大分トリニータの試合を除いた数値で判断することが的確との見方ができる。

過去4年度の実利用者数に基づき、令和元年度から5年度まではラグビーワールドカップ2019（令和元年度）の影響を除き、年間120万人が目標数値として掲げられている。ところが、この数値は、大分トリニータがJ1昇格を決める前に算定されてしまったため、J2からJ1へのカテゴリーチェンジの影響が目標指標に反映されておらず、適切な指標とは判断できない。

これまでも、指定管理者にとって、スポーツ公園の利用者数の目標指標は、認識しているものの、積み上げられたものではなく県から提示された数値という認識でいたとも考えられる。

平成26年度から30年度までスポーツ公園利用者数の目標指標には年間122万人が掲げられていた。これについて、平成26年度の事業計画書や平成30年度の業務計画書には、スポーツ公園利用者数122万人という目標を達成するための事業は記されているものの、施設ごとの年間利用者数の見込みが明記されておらず、現地視察での資料の閲覧や指定管理者への質問をしても、施設ごとの利用者数の計画は算定されていなかった。

目標の精度を上げるとともに、少なくとも大分トリニータの試合以外については、指定管理者が施設ごとに利用者数の計画値を設け、より積極的に利用者数の増加を図ることにつなげることが望ましいといえる。そして、昭和电工ドーム大分の利用については、前述のとおり、県及び大分フットボールクラブがその主翼を担うことを明らかにしたうえで事業を進めていく必要がある。

指摘 E－3 公募の応募者数について	
勧奨事項	当指定管理業務は、公募であるものの、申請は1者に留まっている。複数業者の公募参入によって競争原理が働き、コスト削減効果をさらに高めることができる。 公募に対する申請者数が1者に留まった要因を施設所管課は十分に分析し、指定管理のあり方や公募条件に見直しの余地がないか検討することが望ましい。

《補足》

平成26年4月～31年3月までの指定管理候補者の選定に、指定申請書を提出したのは、わずか1者であった。

	指摘 E－4 利用実態からの利用日等の見直しについて
改善事項	<p>施設の利用日及び利用時間については、大分県都市公園条例施行規則において定められているが、その利用日及び利用時間について、利用実態から見直しが検討されているような資料を確認することはできなかった。</p> <p>指定管理者及び施設所管課は利用実態を踏まえ、利用日及び利用時間が、施設の安全面や効率性の面から望ましい状況となっているか協議、検討する必要がある。なお、協議の結果については、文書に残すことが望ましい。</p>

	指摘 E－5 協定書の締結日とその他文書の提出日との整合性について
不備事項	<p>協定書が締結される前に、業務計画書が提出される形となっていた。協定を締結してから計画書を提出するように協定締結を早めるか、業務計画書の提出日を遅らせる必要がある。</p>

《補足》

平成 26 年 3 月 20 日に締結されたスポーツ公園及び高尾山自然公園の管理に関する基本協定書を閲覧したところ、平成 26 年度の業務計画書について、平成 26 年 3 月 15 日までに提出するものとすると定められている事項があった。

	指摘 E－6 収支計画書（予算額）のあり方について
不備事項	<p>受託管理業務において、平成29年度の人事費の決算額が75,089千円となっているが、平成30年度の業務計画書の人事費予算額が57,000千円となっていたことについて、その要因を施設所管課が把握、検討せず計画書を受理している。監査人から当該要因について、現地視察時に指定管理者側に質問したが回答が得られず、予算額の根拠が提示されなかった。</p> <p>収支計画書の提出が目的化した、形式的な作業となっている可能性がある。収支計画書の作成意義を明らかにしたうえで、実現可能性のある数値を計画書に掲げ、事業を実施していくべきである。</p>

指摘 E-7	収支計画書（予算額）と収支報告書（決算額）との差額について
改善事項	<p>収支計画書（受託管理業務）の予算額と、事業報告書の収支報告書の決算額について重要な乖離が生じているにもかかわらず、備考欄に記載がなかった。</p> <p>予算額（収支計画書）と決算額（事業報告書）との重要な差額については、施設所管課は指定管理者に説明を求め、評価・検討し、記録を残すことが必要である。</p>

指摘 E-8	収支報告書の様式について
改善事項	<p>収支報告書は、予算額の欄が記載されず決算額のみが記載される様式となっているが、今後は予算額を併記して、決算額との差額が一目でわかるように収支報告書の様式を見直す必要がある。</p>

《補足》

下記のとおり、人件費の予算額と決算額の乖離が毎年度生じている。

(単位：千円)

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額 (事業計画書)	55,000	57,000	59,000	60,000	61,000
予算額…A (収支計画書)	55,000	55,000	57,000	57,000	57,000
決算額…B (収支報告書)	64,321	69,161	71,503	75,089	79,914
B/A	116.9%	125.7%	125.4%	131.7%	140.2%

平成30年8月の指定管理者評価部会の質疑応答記録において、平成29年度分の記載に、評価委員から「人件費の昇給に係る質問」があり、これに指定管理者が「人員の増加と昇給がその要因」との回答があった。施設所管課も、先の質問に、「人件費は必要な経費であり、昇給や人件費単価の上昇を勘案すると、そこを削るという話にはならないので、県の委託料の範囲内で仕様書に定めた業務を適正に実施していれば、問題ないと考えている」とコメントしている。それならば、収支計画書の段階から見込まれる人件費単価の上昇を可能な限り予算額に織り込むべきである。

指摘 E-9 利用人数の報告誤りについて	
不備事項	事業報告書の管理施設の利用状況及び目標指標の達成状況の施設ごとの利用者数について、根拠資料と照合したところ、昭和電工サッカー・ラグビー場の利用者数（平成30年度）において誤りが見られた。施設所管課は、指定管理者からの事業報告書へのチェックを適切に行い、必要な指導を行っていく必要がある。

指摘 E-10 特定の団体への使用料減免の取扱いについて	
勧奨事項	県軟式野球連盟による野球場の一部使用について使用料が5／10減免されているが、他競技他団体との公平性の観点から、見直しを検討することが望ましい。

《補足》

野球場は、廃止された春日浦球場の継承施設であり、春日浦球場の使用料規定に減額が定められていた経緯や、連盟に対する減免がすべての使用に対して適用されるのではなく、県スポーツの振興、発展への貢献度を踏まえ、一部の九州大会以上の本大会に向けた予選を減額対象とする等からは、一定の合理性を確認できる。

しかし、他の競技団体との公平性を鑑みると、永久に減免するのではなく、期間を設けた措置とすることが望まれる。

指摘 E-11 植栽等の伐採実績の把握について	
勧奨事項	緑地管理について、仕様書に基づき作成された遷移阻害種伐採計画に対して実績としてどれくらい伐採が行われたか比較できる資料が作成されていなかった。次回の計画作成や委託料を算定する際の資料にもなると考えられるため、比較資料を作成されたい。

《補足》

植栽等緑地の管理については、専門の業者に再委託するとともに、平成26年度から新たに仕様書に盛り込まれた遷移阻害種伐採計画に基づいて実施されている。スポーツ公園は管理区域が広大であり、近隣住民からの植栽の伐採依頼も多く、緊急に対応しているものもあるため、実際には当該計画を上回るペースで伐採が行われているということであった。

そして、伐採に関して実際にかかった費用は、県と協議して次の委託料に反映されるということであったが、当初の遷移阻害種伐採計画と比較して、実際にどれぐらい伐採が行われたのか、計画は予定通り実施されたうえでの伐採費用の増加なのか、判断できる比較資料がなかった。

県としても、次回委託料に反映させる際には、比較資料をもとに、まずは計画の実施状況を判断することが望ましい。

施設 8	ハーモニーパーク	指定管理
-------------	-----------------	-------------

所管部課室	土木建築部 公園・生活排水課
施設所在地	速見郡日出町大字藤原 5933 番地
施設概要	資料編 P 52～59
施設略称	ハーモニーパーク
指摘略号	F

【監査結果】

指摘 F - 1 竹林エリア（実証展示林）の管理について	
勧奨事項	実証展示林については多数の来客を求めるのではなく、竹に関連した産業を育成する方向で活用すべきである。そのために実証展示林を管理する施設所管課をひとつにまとめるべきである。

《補足》

ハーモニーパーク（旧一村一品クラフト公園）は昭和 60 年度に都市公園の計画決定がされ、当時の一村一品運動の延長線上で竹という資材を使った一村一品クラフト公園という名称で公園として一帯区域の整備がされた。その後、散策路、休憩所も整備されて平成 7 年度に供用が開始された。

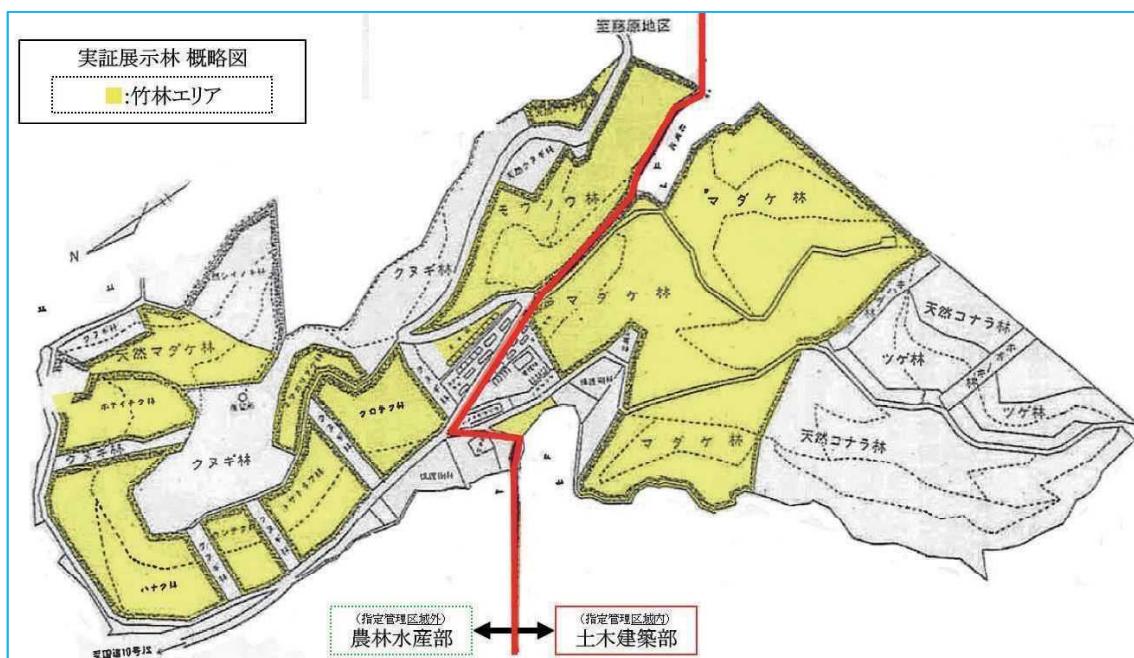
その後、平成 30 年度まで 24 年に渡って実証展示林エリアを県民に利用してもらうために指定管理者とともに様々なイベントを催し、散策路や休憩所を維持してきたが、観光客や地域住民が楽しめる雰囲気を作り出すことができない状況が続いている。

平成 30 年度第 2 回行財政改革推進委員会では「実証展示林エリアについては、多数の来客を求めるのは困難で、より現実的な管理のあり方を検討するべき。」という施設所管課に対する意見が出されている。

実証展示林エリアにおける竹林の活用者へのアプローチとして、新しい纖維素材（セルロースナノファイバー）の原料として竹を提供するという案であり、これは計画的に竹を伐採することで景観的に優れた竹林になるとともに、継続的に原料を提供することができることにつながるため、有効な案であると考える。その一方で、ハーモニーランドへのアプローチは、前述の取組により景観的に優れた竹林となった場所（竹林エリア）を活用できないかと提起しているところである。

このような提起を受けて、様々な改善案が話し合われているが、それにも関わらず、竹林エリアについて有効な活用策が見いだされない場合は、竹林エリアを管理する所管課をひとつにまとめ、竹に関連した産業を育成する方向で活用すべきである。セルロースナノファイバーの原料として竹を竹林資源の活用団体へ提供することは竹を使った産業を育成するという側面が大きく、集客という側面は考慮する必要はない。

現状、指定管理区域内の竹林エリアは公園・生活排水課、指定管理区域外の竹林エリアは林産振興室が所管しているが、産業を育成するという一つの目的を推進していくためには、2つに分かれている所管課を一つに集約して、より効率的な組織に再編することを検討すべきである。



指摘 F-2	指定管理者のノウハウが活用できない指定管理業務の見直しについて
改善事項	<p>指定管理者制度の目的は、「多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、地方自治体が設置する公の施設の管理に民間の能力を活用することにより、住民サービスの向上や経費の節減等を図ること」である。</p> <p>実証展示林エリアは、テーマパーク「ハーモニーランド」が有しているノウハウを活用できるような立地ではないため、集客を目的とするのであれば、次回の指定管理者選定の際には、実証展示林エリアを除外すべきである。</p>

《補足》

指定管理制度が導入される平成17年度以前は、現指定管理者の前身の株式会社ハーモニーランドが県から委託されていた有料区域(6.16ha)と旧大分県公園協会から委託されていた無料区域(17.33ha)の管理を行っていた。

その後、指定管理者制度の導入とともに、指定管理者が管理運営する対象区域を有料区域及び無料区域に加え、実証展示林エリアのうち土木建築部管理分(7.91ha)が取り込まれることとなった。

委託から指定管理への移行、及びそれ以降の県から指定管理者への指定管理料(平成17年度以前は、委託料)の推移は、以下のとおりである。

指定管理料(平成17年度以前は、委託料)の推移

年度	金額(千円)	摘要
平成17年度	73,115/年	県から委託
平成18～22年度	67,306/年	指定管理(5年契約) 実証展示林分の900千円 増加
平成23、24年度	63,800/年	指定管理再契約
平成25年度	64,289/年	
平成26、27年度	66,138/年	
平成28～30年度	65,790/年	指定管理再契約 消費税8%含む クラフトイベント3回分 1,000千円県実施分を移行
令和元年度	66,393/年	税額変更

実証展示林エリアについては、指定管理者は区域の維持管理のみに対応しているが、指定管理上、利活用の促進イベントを実施し、活用案を提案するという活動にも参加している。

現在、実証展示林エリアの利用者は600人程度であるため、認知度を上げ来客を増やし有効な利活用を図る必要があるという認識のもと、公園・生活排水課、林産振興室、日出町、指定管理者等を交えて様々な検討が行われているが、具体的な有効策は見いだせず。県民利用施設の有効な利活用が永年できていない状況が続いている。

そもそも実証展示林エリアはハーモニーランドから少し離れたところにあり、また高低差もあるため、ハーモニーランドに来園した子どもやお年寄りが、わざわざ足を延ばすとは考えにくい。

また、竹クラフトの体験等のイベントを年に数回実施しているが、実証展示林エリア内の管理棟駐車場までの道は、国道からの入り口が分かりにくいうえに道幅も狭く、駐車台数も20台分しかないため、クラフトのイベントを実施しても、参加者は駐車可能な台数分で頭打ちとなってしまう。

このような地理的・物理的制約から多数の来客を求めるることは困難であり、実証展示林エリアの活用方法は、集客を前提とした考え方を改めるべきである。竹林資源の活用団体が中心となってベンチャー企業と、竹を原料としたセルロースナノファイバーの研究が進展しているということで、実証展示林エリアは集客とは異なる竹林の活用が検討されており、それを軌道に乗せて地域の活性化を図ることが、より現実的な活用方法と考える。

竹林資源の有効活用を図るという観点から、指定管理者に維持・管理させている実証展示林エリアについても、大分県は竹林資源の活用団体へ竹林の切り出しや保管などのサポートをすることが想定されるが、その際、指定管理者の管理区域と大分県の管理区域が混在していることは効率的ではなく、指定管理者に任せるのではなく、大分県が一体として管理すべきと考える。

指摘 F-3 実証展示林を都市公園として管理することについて	
勧奨事項	指定管理区域の実証展示林エリアは、都市公園ということを前提に利活用の検討が行われているが、都市公園として保持し続けるべきか否か検討すべきである。

《補足》

都市公園計画区域（44.0ha）は有料区域（6.16ha）、無料区域（17.33ha）、実

証展示林（16.14ha）及び民地（4.37ha）から構成される。

都市公園計画の決定から34年経過している現在、当初計画されていた都市公園の機能が十分発揮されていることを検証することが県民にとって有益であると考え、大分県ホームページに記載されている都市公園としての機能が発揮されているかどうかを検討する。

大分県ホームページによれば、社会資本としての都市公園には、存在効果として都市形態規制効果、環境衛生効果、防災効果、心理的効果、経済的効果及び環境保全効果、そして利用効果に分類される。

「存在効果」

- (1) 都市形態規制効果・・・無秩序な市街化の連担の防止など、
都市の発展形態の規制・誘導



緑の適切な配置による良好な街並みの形成

- (2) 環境衛生的効果・・・ヒートアイランドの緩和等都市の気温調節、
騒音等の吸収、大気汚染防止など



ヒートアイランドの緩和等
都市の気温調節



騒音等の吸収・大気汚染防止

- (3) 防災効果・・・地震等災害時の避難地、延焼防止、爆発等の緩衝、
洪水調節など